

第1章 計画の基本的事項



I 計画の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、自殺対策基本法の制定以降、国をあげて自殺対策が総合的に推進された結果、年々減少傾向となっていました。依然として年間2万人を超える状況が続いています。

国では、平成28（2016）年に「自殺対策基本法」が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。また、平成29（2017）年に「自殺総合対策大綱」の抜本的な見直しが行われました。

このような中、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症拡大後、女性や子供・若者の自殺が増加、また、人との接触機会の減少により孤立に陥る人や支援を必要とする人の増加等、社会全体の自殺リスクは高まっているといえます。

令和4（2022）年10月には、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、コロナ禍の自殺の動向も踏まえ、総合的な自殺対策の更なる推進・強化が進められています。

また、兵庫県においては平成29（2017）年に「兵庫県自殺対策計画」が策定され、令和5（2023）年5月には新たな「自殺総合対策大綱」の内容を踏まえた「兵庫県自殺対策計画（中間見直し）」を公表しました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、多様な社会的要因があることが知られており、自殺対策を進めるためには、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携により、「生きることの包括的な支援」として実施していくことが重要です。

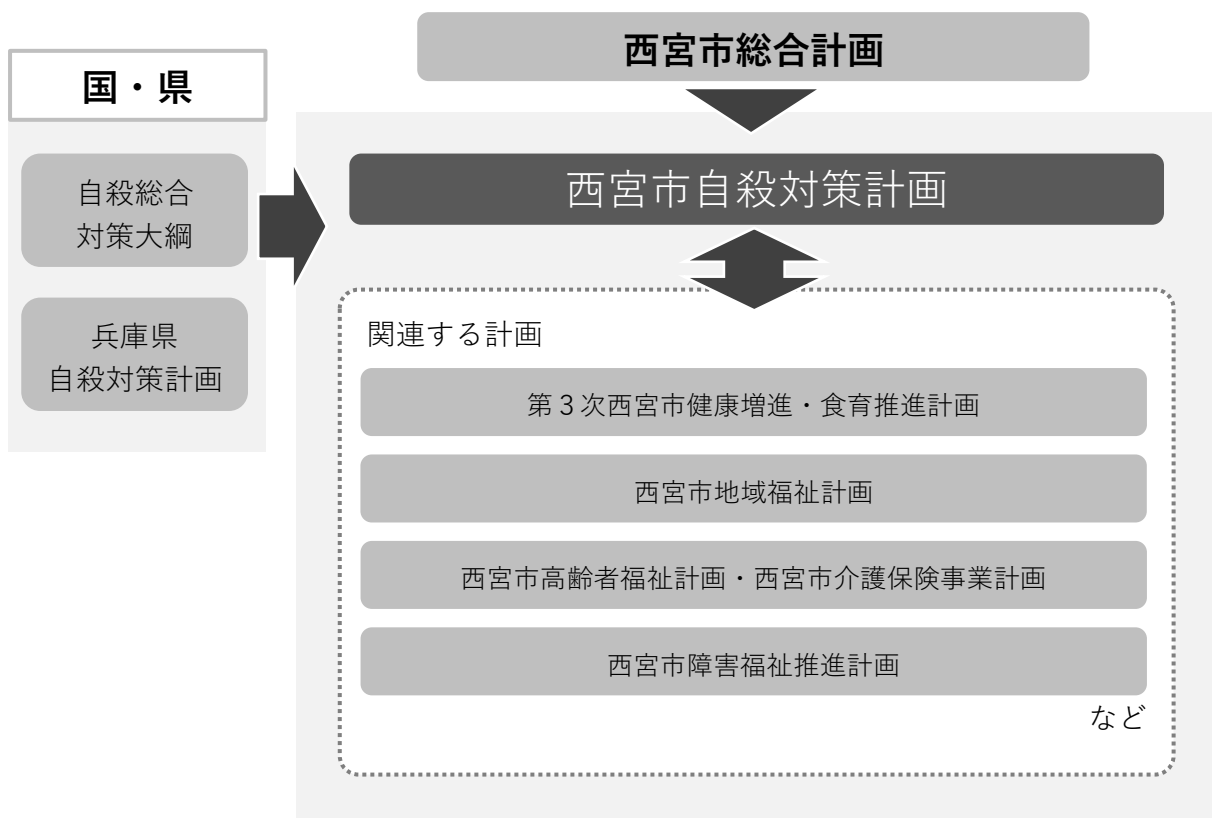
西宮市では、平成25（2013）年に策定した「新・にしのみや健康づくり21（第2次）西宮市健康増進計画」における「こころの健康」分野に基づき、自殺対策を推進してきました。今回、新たに「西宮市自殺対策計画」（以下、本計画という。）を策定することで、庁内及び関係機関・団体等の連携を強化し、自殺対策のより一層の推進を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、市町村における自殺対策の基本的な計画として策定するものです。

本計画は、市の最上位計画である「西宮市総合計画」の個別計画と位置づけ、「西宮市健康増進計画」をはじめとした医療・保健・福祉分野等の関連計画や国の「自殺総合対策大綱」及び兵庫県の「兵庫県自殺対策計画」との整合を図るものとします。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間とします。
 なお、中間年である令和11（2029）年度において評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画の期間

令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度	令和16 (2034) 年度	令和17 (2035) 年度
第5次西宮市総合計画 (後期基本計画)											
第3次西宮市健康増進・食育推進計画											
西宮市自殺対策計画 ～気づく つながる 支える いのち～ 【本計画】											
					中間評価						

4 計画の策定体制

(1) 西宮市自殺対策推進本部での審議及び決定

「西宮市自殺対策推進本部」を設置し、計画の最終審議及び決定を行いました。

(2) 西宮市自殺対策ネットワーク会議・西宮市自殺対策庁内連絡会議での検討

管内の関係機関で構成する西宮市自殺対策ネットワーク会議及び関係課で構成する西宮市自殺対策庁内連絡会議を設置しました。両会議では、計画素案の検討、目標指標の設定等、計画内容の調整と検討にあたりました。

(3) 健康に関するアンケート

市民の健康に対する意識や健康づくりの実践状況等について尋ね、計画策定の基礎資料として活用することを目的としてアンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査対象者	西宮市在住の20歳以上の3,000人（無作為抽出）
調査期間	令和4（2022）年11月16日 ～12月5日
調査方法	郵送による調査票の配布・郵送による調査票の回収、 又はWEBでの回答
配布数	3,000件
有効回収数	943件
有効回収率	31.4%

(4) 市民意見の聴取及び反映

本計画の策定にあたり、計画素案に対して市民から広く意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。

5 自殺対策と持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。SDGs (Sustainable Development Goals) では、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である SDGs の理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGs の達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

本計画においては、SDGs の視点を意識し、地域や関係団体及び関係機関等と連携のもと、自殺対策を推進します。



資料：国際連合広報センター

本計画に特に関連する SDGs 項目

